

中野市 国土利用計画



基準年次	平成16年（2004年）
目標年次	平成28年（2016年）
議決	平成18年12月19日

中野市



「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」 をめざして

本市は、平成28年度を目標年次として策定した中野市総合計画基本構想において「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」を都市像として定め、市民一人ひとりがまちづくりの主役として互いに連携し、地域が一体となって豊かな生活を実感できるまちづくりを進めることとしております。

また、先人から引き継がれてきた豊かな土地は、私たちの共有の財産であるとともに市民生活、産業・経済活動などの基盤となるかけがえのない資源であります。

中野市国土利用計画は、基本構想に即しつつ、本市の特徴を生かし公共の福祉の優先や自然との共生に配慮し、健康で文化的な住みよい生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とした本市の土地利用に関する指針となるものです。

今後は、この計画に基づき社会経済情勢に的確に対応しながら、市民の皆様とともに都市像の実現に向け積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係の皆様や市民の皆様から心から御礼申し上げます。

平成19年 3月

中野市長 青 木 一

目次

前文

第1章 市土利用に関する基本構想

1	市土利用の基本方針.....	2
2	地域類型別の市土利用の基本方向.....	4
3	利用区分別の市土利用の基本方向.....	6

第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1	利用区分ごとの規模の目標.....	12
2	地域別の概要.....	13

第3章 目標を達成するために必要な措置の概要

1	公共の福祉の優先.....	18
2	土地利用に関する法律等の適切な運用.....	18
3	市土の保全及び安全性の確保.....	18
4	環境の保全と美しい都市の形成.....	19
5	土地利用転換の適正化.....	20
6	土地の有効利用の促進.....	21
7	地域整備施策の推進.....	23
8	市土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発.....	26

参考資料

前 文

中野市は、平成17年4月1日中野市と豊田村が合併し、新市として誕生しました。中野市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定により、新たな中野市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的な事項について定めた計画であり、個別の土地利用計画法令に基づく諸計画を誘導することを通して、計画内容の実現を図っていくものです。

また、この計画は、平成28年を目標年次として策定したものであり、長野県計画を基本とするとともに、中野市総合計画の基本構想に定める都市像「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」にふさわしい土地利用をめざすものです。

なお、この計画は、これら上位計画の改定又は経済社会情勢の重大な変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

第 1 章

市土利用に関する 基本構想

1 市土地利用の基本方針



(1) 基本理念

市土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。特に本市の恵まれた自然は、市民にとって貴重な財産であるといえます。

このため、土地利用にあたっては、市土が、先人たちの営みの蓄積の所産として存在していることを認識した上で、長期的な視点にたつて、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な住みよい生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、社会動向・経済動向に的確に対応した土地利用を、総合的かつ計画的に行うものとします。

(2) 本市の概要

本市は、長野県の北東部に位置しています。東西約11km、南北約16kmと南北に長く、面積は112.06km²となっています。ほぼ中央を流れる千曲川をはさんで、北東に高社山、北西に斑尾山の2つの山を配し、その山裾や東部の山地を背景とする地域、千曲川がつくる河岸段丘や夜間瀬川が形成した扇状地に集落がつくられ、中野扇状地には市街地が広がっています。さらに、その南には、延徳沖低地が広がっています。本市は、交通の要衝にあり、古くから発展してきましたが、高速道路の整備と2つのインターチェンジの開通により、北信州の中心都市として重要な位置を占めています。

気候は、季節や1日の気温差が大きい内陸性気候となっていますが、北部は雪の多い日本海側の気候の特色を示しています。年間の降水量は約890mmと全国平均と比べ少なくなっています。

(3) 土地利用に関する基本的条件の変化

本市は、平成17年4月1日新市として発足しました。旧市村が持っていた恵まれた自然や文化等を活用し、一体的に発展する土地利用が求められています。

また、少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎え、土地利用の面でも影響が表

れるものと考えられますが、世帯数については今後も増加するものと予想されています。

農業は、本市の基幹産業の1つであり、特にえのき茸をはじめとする菌茸類や巨峰等の果樹は、全国有数の生産量を誇っています。農業生産を支える農用地は農業振興地域の指定がなされ、まとまりある農用地が形成されていますが、近年は遊休荒廃農地が増加しており、農業に対する支援施策や、放置された農用地の適切な活用が求められています。

また、高速道路インターチェンジ周辺やオリンピック関連道路等を中心とした幹線道路沿線に、大規模小売店舗の出店等が進行しました。一方、今後も市街地周辺地域においては、核家族化の進展等による一定の宅地需要が見込まれ、農用地との調整や適正な土地利用の誘導が必要となっています。

中心市街地では用途指定がなされ、それに基づいた適正な土地利用の誘導を図っていますが、人口の減少や店舗数の減少等が顕著で、活力低下が深刻な問題となっています。高齢化が進む中では、今後も、病院、公共施設、商店等の集積や交通条件、そして歴史、文化を生かし、商業者等との協働によるにぎわい再生に向けた取組みが必要となっています。

市土利用にあたっては、将来の土地需要を的確に把握し、健全で適正な土地利用を図るための量的調整を行いつつ、今後、社会動向・経済動向を総合的に勘案し、均衡ある発展をめざした取組みが求められます。

(4) 課題とその対応

今後とも市土利用にあたっては、土地の有限性を前提として、その有効利用を図りつつ、市土の利用目的に応じた区分ごとの土地需要の量的調整を行うとともに、市土利用の一層の質的向上を図り、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として市土の魅力を総合的に高めるよう努めます。

ア 土地利用の量的調整

都市的土地利用については、高齢化の進展に対応する安全で快適な、そして、にぎわいあるまちづくりをめざし、土地の高度利用と低未利用地の有効利用の促進により、計画的に、良好な市街地形成を図る必要があります。

一方、農林業利用も含む自然的土地利用については、自然循環システムの保全に配慮しつつ、農林業の継続的な発展のための生産活動と、ゆとりある生活

環境の場としての役割に配慮し、適正な管理を促進するとともに、遊休荒廃農地の適切な活用を図る必要があります。

また、農用地や森林等の自然的土地利用から宅地等の都市的土地利用への転換については、復元の困難性、生態系等の自然環境に及ぼす影響に配慮しつつ、適正かつ慎重に行う必要があります。

イ 土地利用の質的向上

本市は、千曲川、高社山、斑尾山をはじめとする河川や山地を数多く有しています。このため、安全で安心できる土地利用の観点から、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な市土利用を基本とし、災害危険箇所に対する安全確保や防災施設の整備、冬期間の除雪対策等を推進するとともに、交通、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインの確保、森林の持つ国土保全機能の向上を図るなど、市土の安全性を総合的に高めていく必要があります。

自然と共生する土地利用の観点からは、自然環境を維持し、利用にあたっては自然環境へ配慮しながら、人と自然が共生できる持続可能な土地利用を進めていく必要があります。

美しく、ゆとりある土地利用の観点からは、土地利用の高度化によるゆとりある市街地の形成、歴史的風土の保存、市街地周辺における緑の確保、地域の自然的・社会的条件等を考慮した個性ある景観の育成を進めていく必要があります。

また、生活様式の変化に伴う余暇時間の増加により、自然とのふれあいを求める傾向がさらに強まるものと考えられ、心の豊かさを実感できる土地利用が必要となります。

2 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 都市地域

都市地域では、道路、公園、下水道等の整備が進み、住環境が整いつつあります。一方、中心市街地では、定住人口の減少や店舗数の減少等がみられ、活力低下が課題となっています。

こうした現状を踏まえ、安全・安心で魅力ある都市環境づくりをめざした土地利用の基本方向を次のように定めます。

ア 中心市街地

中心市街地は、にぎわい再生を重点課題とし、道路、住環境など、都市基盤整備の促進、良好な都市景観の育成により、土地利用の高度化と空家・低未利用地の活用等につなげ、魅力ある市街地の形成を図ります。

さらに、道路や公共施設についてはバリアフリー化を進めながら、利便性や安全性の確保された“人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり”を促進します。

イ 周辺市街地

近年、人口集中地区は、中心市街地周辺の北部、西部に拡大しており、周辺市街地では、周辺の環境に配慮しつつ、良好な市街地環境の形成に資するため、無秩序な開発を防止し、計画的で適正な土地利用の誘導に努めます。

工業地域、準工業地域以外の住宅地や工業地が混在する地域では、工場の適地への誘導に努めるとともに、周囲の自然環境や農用地との調和を図り、秩序ある土地利用を図ります。

また、幹線道路沿線については、多種多様な施設が立地しやすいことから、乱開発の防止に努め、計画的で秩序ある土地利用の誘導に努めます。

(2) 農用地・農村集落地域

菌茸類や果樹を中心とした農業は、全国有数の産地として発展していますが、近年、産地間の競争激化、価格低迷、消費者ニーズの多様化など、対応すべき多くの課題を抱えています。農業の持続的発展のため、優良農用地の保全、営農環境の確立をめざすとともに、唱歌「故郷」に歌われた農村景観等に配慮した土地利用の基本方向を次のように定めます。

ア 農用地

農業従事者の高齢化や後継者不足等により、遊休荒廃農地が増加傾向にあり、これらの遊休荒廃農地の適切な活用方策を推進するとともに、優良農用地の保全、安定した営農基盤の確立、良好な景観保全をめざした土地利用を推進します。

イ 農村集落地域

農村集落地域については、下水道、生活道路等、集落における生活基盤の整備が進んできました。今後も、農用地との調整と、景観や周辺環境への配慮をしつつ、住みやすい生活環境の確保をめざした土地利用を推進します。

(3) 森林地域

森林は、木材生産等の経済的機能や、水源かん養、保健休養等の公益的機能を有していることから、これらの機能が今後も持続的に働くよう適正な維持・管理を促進します。

高社山、斑尾山をはじめとする山地及び千曲川等の水辺に続く河畔林のような森林地域は、優れた景観を形成するとともに、野生生物の生息地であり、自然環境に恵まれた人々の体験、交流の場ともなる地域です。

このため、野生生物の繁殖地域については、保護活動に努めるとともに、その他の地域では、木材生産のための適切な活用と、自然にふれあえる場としての有効活用を図ります。



3 利用区分別の市土利用の基本方向



(1) 農用地

農用地は、農産物生産の場であるとともに、災害防止や自然環境の保全等の多面的機能を有する貴重な場です。農業の一層の向上を促進するとともに、長期にわたり安定した食料供給が行われるよう優良農用地の保全に努め、遊休荒廃農地については、複合的農業の推進、高齢者の生きがいづくりや子どもの情操教育のフィールドなどの活用方策を積極的に推進します。

また、適切な維持・管理を通じて、農用地の良好な景観育成や田園環境の保全に努めます。

(2) 森林

森林は、木材生産等の経済的機能、水源かん養、保健休養等の公益的機能を有するとともに自然景観を形成する要素でもあります。このため、林業における生産性の向上と森林が持つ多面的機能が十分に発揮できるよう、適正な維持・管理を促進するとともに、必要に応じて市民が自然とふれあえる体験、交流の場としての活用を促進します。

(3) 原野

原野は、採草放牧地を除いた草生地で、動植物の生育地など、守るべき自然環境を有する地域については、適正な保護活動に努め、その他の地域については、必要に応じ有効的な活用を促進します。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、生活用水、農業用水の供給源であるとともに、動植物の生息の場であり、また、水を通じて人々にうるおいを与える場でもあります。

これらの機能を保全するため、多様性を重視した河川整備に努めるとともに、洪水等の災害に備えた河川改修等による安全性確保を図ります。

また、ため池や用水路など、生活及び生産活動に必要な水資源の安定した確保に努めるとともに、市民にうるおいとやすらぎを与える場として、親しみやすい

水辺環境の形成を図ります。

(5) 道 路

道路は、交通機能だけでなく、防災・空間・うるおい機能等多くの機能を兼ね備えた社会資本の一つです。

これまで都市計画道路を中心とした幹線道路整備など、車社会に対応した道路整備が行われてきました。今後も、必要性・緊急性の高い幹線道路を引き続き整備するとともに、市街地や住宅地の市民生活に密着した生活道路については、高齢者や障害者が安全で快適に通行できる、人にやさしい道づくりを推進します。

農道及び林道は、農用地及び森林地域の適切な維持管理や農林産物の生産活動に必要な不可欠な要素であり、周辺環境との調和を図りつつ、必要な道路の整備及び既存道路の維持管理に努めます。

(6) 宅 地

ア 住宅地

住宅地は、人々の最も大切な生活基盤であり、世帯数の増加や生活環境の向上により、引き続き、一定の需要があるものと予想されます。今後は、高齢化社会の一層の進展が見込まれることから、バリアフリーを考慮した居住空間整備、若者の定住を図るため良好な居住環境整備を促進します。

また、民間の宅地造成については、計画的な開発が行われるように指導し、秩序ある住環境形成を図ります。

イ 工業用地

工業用地は、経済活動・雇用の場となる企業立地に必要な基盤であるため、優良企業の誘致に努めるとともに、周辺環境に配慮しつつ必要な用地の確保に努めます。

また、住宅と工場の混在する地域においては、地域の事情に十分配慮し、適地への誘導に努めます。

ウ その他の宅地

その他の宅地は、商業、業務用地等、にぎわいを創出する基盤で、土地利用の高度化・共同化を図り、事業所、店舗等に必要な用地の確保を図ります。

また、郊外における大規模な集客施設等の立地に際しては、都市計画法等に

基づき適正な土地利用を推進します。

(7) その他

ア 公用・公共用施設用地

公用・公共用施設用地は、文教施設、公園緑地等、不特定多数の人が利用する公の場であり、施設利用におけるニーズの多様化をふまえ、周辺環境や景観に配慮して、計画的に必要な用地の確保に努めます。

また、公用・公共用施設用地は、市民にとってゆとりとうるおいの場であるとともに、災害時等の緊急避難の場でもあるので、計画的に必要な用地の確保に努めます。

イ レクリエーション用地

レクリエーション用地は、やすらぎ・余暇活動の場であり、生活様式の多様化、余暇時間の増加、元気な高齢者の増加等に伴い、自然とのふれあいの場を中心に、ニーズがさらに高まるものと予想されます。

このため、自然環境や景観形成に配慮しつつ、既存施設の有機的連携を図ります。

ウ 低未利用地

低未利用地については、本来利用すべき形態となっていない土地で、周辺の利用形態を勘案しつつ有効活用を図ります。

第 2 章

利用区分ごとの規模の 目標及び地域別の概要

1 利用区分ごとの規模の目標



(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成28年（2016年）とし、基準年次は平成16年（2004年）とします。なお、平成23年（2011年）を中間年次とします。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

目標年次における人口は45,361人、世帯数を16,285世帯と想定します。

(3) 利用区分

利用区分は、「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」の7区分及び「市街地（国勢調査における人口集中地区）」とします。

(4) 規模の目標の設定方法

利用区分ごとの規模の目標は、将来の人口及び世帯数を前提とし、各利用区分ごとの面積の将来動向を勘案して推計し、土地利用の実態をもとに調整を行い、設定するものとします。

(5) 目標年次における規模の目標

平成28年における市土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

■利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	基準年次		中間年次			目標年次			
	平成16年		平成23年			平成28年			
	規模	構成比	規模	構成比	対平成16年増減	規模	構成比	対平成16年増減	
農用地	農地	3,195	28.5	3,113	27.8	82	3,071	27.4	124
	採草放牧地	6	0.1	7	0.1	1	7	0.1	1
	森林	4,368	39.0	4,363	38.9	5	4,363	38.9	5
原野	20	0.2	21	0.2	1	21	0.2	1	
水面・河川・水路	425	3.8	431	3.8	6	435	3.9	10	
道路	657	5.9	676	6.0	19	686	6.1	29	
宅地	住宅地	1,172	10.5	1,232	11.0	60	1,274	11.4	102
	工業用地	41	0.4	44	0.4	3	47	0.4	6
	その他の宅地	427	3.8	443	4.0	16	467	4.2	40
	その他	1,369	12.2	1,370	12.2	1	1,356	12.1	13
合計	11,206	100.0	11,206	100.0	0	11,206	100.0	0	
市街地 (国勢調査における人口集中地区)	307	2.7	322	2.9	15	330	2.9	23	

2 地域別の概要

(1) 地域区分

本市の土地利用に係る地域区分は、それぞれの自然的、歴史的、社会的諸条件を踏まえ、次の5つの地域とし、それぞれ地域の特性を生かした計画的な土地利用を推進します。

ア 市街地及びその周辺地域（中野地区、平野・平岡地区の一部）

イ 南部地域（日野地区、延徳地区）

ウ 中野平地域（平野地区、高丘地区）

工 高社地域（長丘地区、平岡地区、科野地区、倭地区）

才 豊田地域（豊井地区、永田地区）

■地域区分図



(2) 地域別の土地利用

ア 市街地及びその周辺地域（中野地区、平野・平岡地区の一部）

中心市街地は、行政機能、商業機能等多くの都市機能が集積している地域で、にぎわいの中心でもありましたが、近年、生活様式の変化や自動車を主体とした交通体系の変化に伴う大型店の郊外進出等、中心商店街を取り巻く環境が大きく変化し、人口の減少や商業機能の低下など、中心商店街としての求心力が失われつつあります。

また、周辺地域では、幹線道路沿線に大型集客施設が立地するとともに、住宅の建設も進み、市街地の拡大が進んでいます。今後も、土地需要が比較的高く、土地利用が大きく変わる可能性の高い地域です。

このため、中心市街地においては、歴史、文化、伝統を生かしたにぎわい再生のための土地利用の推進を図り、周辺地域においては、東山公園をはじめとした自然環境及び歴史や文化を生かし、無秩序な開発を防止するとともに、計画的で秩序ある土地利用を推進します。

イ 南部地域（日野地区、延徳地区）

この地域は、東側に山地が連なり、平地部には中野市を代表する水稻地帯の一つである、延徳たんぼの田園風景が広がる自然豊かな地域です。

また、中山晋平記念館やぼんぼこの湯等の観光拠点と、建応の森、ぼんぼこ杉の森など、自然に親しむ施設も持っています。

恵まれた自然環境、農村環境の中にあって、基本的には周囲の自然環境及び歴史や文化を生かし、他の観光拠点との連携を一層深め、優良農用地の保全、農村型居住環境の整備及び施設型農業を推進します。

ウ 中野平地域（平野地区、高丘地区）

この地域は、西側に千曲川や丘陵地を有し、平地部には優良農用地も多く、高丘工業団地や長嶺ニュータウン、北信濃ふるさとの森文化公園等があり、農業、工業、住居、やすらぎを体感できる観光等の機能を併せ持つ地域です。

また、信州中野インターチェンジの存在により、物流及び人々の交流拠点としても機能しており、今後も、インターチェンジに近い立地条件を生かした土地利用が進むものと考えられます。

このため、開発にあたっては、土地利用の機能分担を明確にし、優良農用地の保全や周辺環境に配慮しながら、計画的で秩序ある土地利用の誘導、規制を

推進します。

エ 高社地域（長丘地区、平岡地区、科野地区、倭地区）

この地域は、高社山や牧ノ入高原、千曲川や夜間瀬川など、水と緑に恵まれた豊かな自然を有する地域です。平地部及びゆるやかな傾斜地には、農用地と集落地があります。

本地域では、若年層を中心とした人口流出と幼児や児童生徒数の減少、農業従事者の高齢化及び後継者不足等の問題を抱え、活力低下が懸念されています。

基本的には、恵まれた自然環境及び優良農用地の維持・保全に努めつつ、良好な農村型居住環境の形成をめざした土地利用を推進します。

オ 豊田地域（豊井地区、永田地区）

この地域は、斑尾山や斑尾高原、千曲川や斑尾川など、水と緑に恵まれた豊かな自然を有する地域です。山麓の緩傾斜地と千曲川の河岸段丘に農用地と集落地があり、高野辰之の生誕地として、故郷らしい景観を持っています。

また、豊田飯山インターチェンジを持ち、国道や県道の幹線道路が集落をつなぎ、ＪＲ飯山線が走っています。

本地域は、少子高齢化の影響を強く受けており、人口流出、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題を抱えています。

もみじ荘とまだらおの湯、道の駅ふるさと豊田、高野辰之記念館等の観光拠点を持ち、交通条件もよいことから、これらの観光資源と連携した農業の活性化を進めるとともに、定住を促進するため、自然環境及び農用地の保全と良好な居住環境形成をめざした土地利用を推進します。

第 3 章

目標を達成するために 必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、その地域における自然、社会、経済、歴史、文化等の諸条件に応じて適正な土地利用が図られるよう、各種規制措置や誘導措置を通じ、総合的な施策の実施を図ります。

2 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用計画法令、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、さらに長野県条例、中野市自然保護条例、中野市宅地開発等指導要綱等の適切な運用により、土地利用相互の調整を図り、総合的かつ計画的な市土利用を図ります。

3 市土の保全及び安全性の確保

(1) 地形条件を踏まえた防災の推進

土地利用にあたっては、あらかじめ地形や地質等その土地の特性を十分把握するとともに、必要な防災施設の整備を推進し、安全確保を図ります。

(2) 森林の適切な管理の推進

森林が持つ土地の保全及び安全機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備・維持を促進します。

また、森林の維持・管理のため、必要な林道の整備、林業の担い手の育成、森林管理に対する市民の理解、参加の推進等のソフト的な施策も進めます。

(3) 治水対策の推進

水害に対する市土の保全及び安全確保のため、水系ごとの治山・治水施設等の整備及び河川改修や雨水渠の整備を計画的に進める一方、自然環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

(4) 都市防災の推進

市街地における災害（地震や火災等）に対する安全確保を図るため、建物の防災構造を促進するとともに、公園・広場等のオープンスペースの確保や道路の拡幅等の整備を促進します。さらに緊急時に備え、ライフラインの確保や情報基盤の構築を促進します。

4 環境の保全と美しい都市の形成

(1) 自然環境の保全

本市の恵まれた自然環境は、“ふるさと なかの”のイメージを形成する重要な要素であるため、野生生物の生育環境や良好な景観を形成する自然豊かな地域については、開発行為の規制により適正な保全を図ります。

また、農用地や人工林等の二次的な自然については、適正な保全・活用の促進により、自然とふれあえる環境づくりに努めます。

(2) 自然循環機能の保全

森林、農用地、緑地、河川等の維持・保全を通じて、大気や水環境の自然浄化能力の維持・回復を促進します。

また、水洗化率の向上や透水性舗装等による雨水の地下浸透を促進し、自然のもつ復元機能の保全に努めます。

(3) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

生活様式の変化、消費拡大により増加する廃棄物の発生抑制を推進するとともに、再び資源として活用する循環型社会の構築を図ります。

また、ゴミの減量化を推進するとともに、きのこ廃培地等の活用についても研究を進めます。

(4) 良好な生活環境の形成

住みよい居住環境を形成するため、住居・商業・工業それぞれの用途に応じた適地への誘導に努めます。

また、生活における快適性や防災上の安全性を確保するため、オープンスペースや緑地の整備を促進します。

(5) 歴史的風土・文化財の保存と美しい街並みの景観育成

歴史的風土や文化財を積極的に保全するとともに、唱歌「故郷」に歌われた情景がいまも残る豊田地域をはじめとする農村景観や、高社山、斑尾山、千曲川等の自然景観についても適正な維持管理、保全を促進し、歴史と自然の調和した街並み育成を図ります。

(6) 環境影響評価の推進

良好な環境を維持するため、公共事業の計画段階から環境保全上の配慮を行うとともに、開発行為において環境影響評価を実施するなど、十分な環境への配慮に努めます。

5 土地利用転換の適正化

(1) 農用地の利用転換

農用地の利用転換については、食料生産基盤の確保、農業経営の安定及び地域の景観等に及ぼす影響を考慮し、周辺土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮して行うこととします。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換については、災害の発生、環境悪化等の防止に努めながら、森

林のもつ公益的機能の維持、林業経営の安定が確保されるよう十分配慮するもの
とします。

(3) 大規模な利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域
を含めて事前に十分な調査を行い、地域住民の理解のもとに土地の保全と安全確
保・環境保全・文化財の保護に十分配慮しつつ、適正な土地利用の誘導に努めま
す。

6 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、農業振興地域整備計画、新農村総合整備計画等により、土
地基盤整備を計画的に進めるとともに、個性ある産地づくりや環境に配慮した農
業生産活動の促進を図り、高品質、高付加価値型農業を推進するため、先進技術
の導入を促進します。

また、農用地の集約化を進めて効率的利用を推進するとともに、様々な農業を
志向する人の農用地利用を促進します。さらに、市民の土や緑とのふれあいの場
として、市民農園等への活用を促進します。

用途地域内の農用地については、宅地や公園、緑地等に転換するものと保全を
図るものとの区分を明確化し、計画的な活用を推進します。

(2) 森 林

森林については、木材生産等の経済的機能、水源かん養、大気の浄化、保健休
養の場等の公益的機能が十分発揮できるよう森林の維持・管理を促進するととも
に、市民が自然とふれあうことのできる場として整備・活用を促進します。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、多自然の河川改修や治水・防災施設の整備を計

画的に促進するとともに、生活及び生産活動に必要な水資源の確保に努めます。また、水と人とのふれあいの場となる親水空間の形成を促進します。

また、農業に必要な水の確保のため、農業用排水路の整備及び適正な管理に努めます。

(4) 道 路

道路については、市民の生活に欠かすことの出来ない生活基盤であると同時に、防災面での役割も大きい社会資本でもあります。

このため、幹線道路や生活道路の整備を促進するとともに、子どもや高齢者、障害者にも配慮した歩道等のバリアフリー化を推進し、人にやさしい道づくりを進めます。

また、交通安全施設の整備を促進します。

(5) 宅 地

ア 住宅地

住宅地については、生活基盤整備を進めつつ、バリアフリーで高質な居住環境の形成を促進します。

中心市街地では、民間活力の導入や土地の高度利用を促進し、緑地、オープンスペースの確保に努め、ゆとりある住環境の形成を図ります。

イ 工業用地

工業地域、準工業地域以外の工業用地については、住工混在の解消を図るため、工場の適地への誘導に努めます。

また、工場移転に伴い生ずる跡地については、良好な都市環境形成のため、有効活用を図ります。

ウ その他の宅地

事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、中心市街地における土地の高度利用、複合的な施設整備を促進し、市街地のにぎわい再生に寄与する土地利用を図ります。

このほか、幹線道路沿線地域では、周辺の土地利用状況や自然環境・景観に十分配慮し、適正な土地利用を促進します。

(6) その他

公共施設用地、レクリエーション施設用地等については、市民の要望や社会、経済等の動向を見極め、必要な用地の確保と有効利用に努めます。

7 地域整備施策の推進

魅力ある定住条件の整備を進めるため、合併後の一体感の醸成に配慮しつつ、地域の特性を生かした計画的で個性的な地域づくりを推進する必要があります。

このため、本市が持つ豊かな自然環境や歴史・文化・伝統に培われた都市環境を生かした地域振興を基本として、健康で文化的な生活環境の構築と無秩序な開発の防止及び適正かつ有効的な土地利用を計画的に進めながら、本市の均衡ある発展を推進します。

(1) 市街地及びその周辺地域

市街地は、行政機能、商業機能等の都市機能が集積し、にぎわいの中心でもありましたが、人口の減少や空き店舗の増加など、商業機能の低下が見られます。

一方、都市計画道路や公園の整備等をひとつの契機として、機能的な都市空間としての魅力づくりが進められています。

また、周辺地域では、幹線道路の整備等に伴い沿道の土地利用が進み、市街地の拡大が見られます。

- 中心市街地活性化基本計画に基づき、地域資源を活用したまちづくりを進め、市街地の活性化を図ります。
- 歴史的、文化的地域資源を活用し、商業者や生活者が主導するにぎわいの市街地づくりを促進します。
- 住環境等の整備を促進し、生活密着型のまちづくりを進めます。
- 都市計画道路など、主要幹線道路の整備を進めます。
- 周辺地域においては、適正な沿道土地利用を図り、経済の活性化を進めます。

(2) 南部地域

この地域は、市域東部から南へ連なる森林地帯と自然豊かで平坦な田園地帯からなり、本市においては降雪が比較的少ない地域です。

延徳たんぼと呼ばれる低湿地帯は、篠井川の改修、篠井川排水機場の整備や農業農村整備事業等により環境整備が進み、水稻、畑作及びきのこなどの施設園芸を中心とした営農環境となっています。

また、中山晋平記念館、ぼんぼこの湯等の観光的基盤を有し、広域農道（北信濃くだもの街道）県道中野小布施線により小布施方面につながっています。

- 恵まれた自然環境、農村環境を保全し、園芸産地として、農業の振興を図ります。
- 中山晋平記念館やぼんぼこの湯等の文化的、観光的拠点を生かしつつ、経済の活性化を図ります。
- 県道中野小布施線など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、水害対策等の自然災害に強い地域づくりを推進します。

(3) 中野平地域

この地域は、水稻、果樹、きのこなどの農業生産機能、高丘工業団地等の工業生産機能、沿道の商業サービス機能に加え、北信濃ふるさとの森文化公園、浜津ヶ池等の文化・緑地機能等の複合的機能を有する地域です。

特に、上信越自動車道信州中野インターチェンジに繋がる幹線道路網の整備が進められてきており、人的、経済的な広域交流基盤が整いつつあります。

千曲川の増水氾濫が長い期間にわたり地域住民を悩ませてきましたが、篠井川排水機場や高丘地域の築堤により解消されてきています。

- 信州中野インターチェンジや高丘工業団地に近いことから、流通やサービス施設等の秩序ある立地を図り、地域特性を生かした土地利用を進めます。
- 北信濃ふるさとの森文化公園や浜津ヶ池を拠点に市民の憩いの場、観光交流の場としての魅力づくりを進めます。
- 自然環境や経済活動との調和のとれた地域づくりを促進します。

(4) 高社地域

この地域は、高社山、壁田城山等の森林環境、千曲川、夜間瀬川等の水辺環

境、長丘丘陵、夜間瀬川扇状地、高社山麓等の営農環境を有する自然豊かな地域です。

また、果樹・施設園芸を中心とする先端園芸産地となっています。

本市においては、比較的降雪の多い地域ですが、豊かな森林景観やおいしい果物等の農業生産、さらには牧ノ入スノーパークといった観光施設など、ゆとりとおいしいのある地域資源は、地域の活性化と交流の場創出の原点として貴重なものになっています。

- 高社山麓や牧ノ入高原など、恵まれた自然環境を生かした、豊かな自然に親しめる環境づくりを進めます。
- 農業生産基盤の良好な維持管理を促進し、果樹を主体とした農業の振興を図ります。
- 千曲川や夜間瀬川の水質や生態系の保全を図り、堤防の整備を促進します。
- 県道豊田中野線、県道中野飯山線をはじめとする主要幹線道路の整備を促進するとともに、雪に強い地域づくりを推進します。

(5) 豊田地域

この地域は、北信五岳のひとつに挙げられる斑尾山から流れ出す清流と千曲川の水辺に育まれた自然環境の豊かな地域であり、本市においては、冬期間の降雪の多い地域となっています。

水稲や果樹を中心として農業生産基盤が整備され、特に、地域の南部は市内でも主要なりんごの産地となっています。

また、唱歌「故郷」に歌われる優れた農村景観は、日本人のふるさとを象徴する貴重な原風景となっています。

高野辰之記念館等の文化施設やもみじ荘、まだらおの湯等の整備が進んでいるほか、斑尾高原豊田スキー場といった観光施設があり、特に、豊田飯山インターチェンジは、飯山市をはじめとする北信州の玄関口として地域活性化に大きな役割を担っています。

また、千曲川の水害から安全・安心な暮らしを守るため、順次、築堤事業が進められています。

- 国道117号バイパス、県道三水中野線、県道豊田中野線など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、雪に強い地域づくりを推進します。

- 千曲川や斑尾川等の水辺、里山の自然を保全しつつ、堤防の整備を促進します。
- 優良農用地の保全と有効利用を推進し、併せて農村交流を促進します。
- 豊田飯山インターチェンジを人的、経済的な玄関口として活用し、地域活性化施策を促進します。



8 市土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

市土の利用状況の把握を一層充実させるとともに、その有効利用を図ります。また、市民の市土利用に対する理解と協力を促し、基本理念の啓発を図ります。

參考資料

○市土の利用区分の定義

利用区分	定 義	把握方法
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。	「長野県農林業市町村別統計書 (長野統計情報事務所)」 「農林業センサス」
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。	
2 森林	森林とは、国有林と民有林との合計である。林道面積は含まない。	「長野県民有林の現況」
(1) 国有林	林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林の合計である。	
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるものである。	
3 原野	森林以外の草生地から採草放牧地部分を除いた面積である。	「農林業センサス」
4 水面・河川・水路	水面・河川及び水路の合計である。	「ダム年鑑」 「市農業用ため池集計表」 「河川現況調書」
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面である。	
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。	
(3) 水路	農業用排水路である。	
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	「道路現況調査」 「農道台帳」 「林道台帳」
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路である。	
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道である。	
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道である。	

利用区分	定 義	把握方法
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「固定資産の価格等の概要調書」 「工業統計表」
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち県営・市営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものである。	
(2) 工業用地	「工業統計表」の「事業所敷地面積」を、従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものである。	
(3) その他の宅地	(1)と(2)の区分のいずれも該当しない宅地である。	
7 その他	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものである。	
8 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。	「国勢調査」

○土地利用関連データ

1 農用地

	農用地面積 (ha)			人 口 (人)	農 業 就業人口 (人)	人口1人当たり 農 用 地 面 積 (m ²)	農業就業人口1 人当たり農用地 面 積 (m ²)
	農地	採草放牧地	計				
昭和60年	4,060	8	4,068	46,105	9,751	882	4,172
平成2年	3,899	4	3,903	46,468	9,159	840	4,261
平成7年	3,590	4	3,594	47,529	8,028	756	4,477
平成12年	3,375	5	3,380	47,845	6,493	706	5,206
平成16年	3,189	6	3,195	47,775	5,718	669	5,588
平成23年	3,106	7	3,113	46,247	4,361	673	7,138
平成28年	3,064	7	3,071	45,361	3,392	677	9,053

平成12年以降は販売農家のみ
現況：「長野県農林業市町別統計書」 / 目標：将来の転換要因をもとに推計

2 森林

	森林面積 (ha)	人口 (人)	市土面積 (ha)	人口1人当たり 森林面積 (㎡)	市土面積に占める 森林面積の割合 (%)
昭和60年	4,505	46,105	11,187	977	40.2
平成2年	4,435	46,468	11,206	954	39.6
平成7年	4,386	47,529	11,206	923	39.1
平成12年	4,368	47,845	11,206	913	39.0
平成16年	4,368	47,775	11,206	914	39.0
平成23年	4,363	46,247	11,206	943	38.9
平成28年	4,363	45,361	11,206	962	38.9

現況：「長野県民有林の現況」 / 目標：将来の転換要因をもとに推計

3 原野

	原野面積 (ha)	人口 (人)	市土面積 (ha)	人口1人当たり 原野面積 (㎡)	市土面積に占める 原野面積の割合 (%)
昭和60年	23	46,105	11,187	5	0.2
平成2年	19	46,468	11,206	4	0.2
平成7年	20	47,529	11,206	4	0.2
平成12年	20	47,845	11,206	4	0.2
平成16年	20	47,775	11,206	4	0.2
平成23年	21	46,247	11,206	5	0.2
平成28年	21	45,361	11,206	5	0.2

現況：「農林業センサス」 / 目標：将来の転換要因をもとに推計

4 水面・河川・水路

	水面・河川・水路				市土面積 (ha)	市土面積に占める 水面・河川・水路 面積の割合(%)
	水面(ha)	河川(ha)	水路(ha)	計(ha)		
昭和60年	14	335	74	423	11,187	3.8
平成2年	14	336	68	418	11,206	3.7
平成7年	14	338	62	414	11,206	3.7
平成12年	14	350	62	426	11,206	3.8
平成16年	14	349	62	425	11,206	3.8
平成23年	14	355	62	431	11,206	3.8
平成28年	14	359	62	435	11,206	3.9

現況：水面については「溜池台帳」、河川については河川延長に平均幅員を乗じた。水路については水田面積に用水路率等を乗じた数値。 / 目標：将来の転換要因をもとに推計

5 道 路

	道 路				推移 (%)	市土面積 (ha)	市土面積に占める 道路面積の割合 (%)
	一般道路 (ha)	農道(ha)	林道(ha)	計(ha)			
昭和60年	446	19	8	473	100.0	11,187	4.2
平成2年	452	24	10	486	102.7	11,206	4.3
平成7年	562	27	12	601	127.1	11,206	5.4
平成12年	616	27	12	655	138.5	11,206	5.8
平成16年	624	21	12	657	138.9	11,206	5.9
平成23年	643	21	12	676	142.9	11,206	6.0
平成28年	655	19	12	686	145.0	11,206	6.1

現況：国道・県道・市道については、県及び市の「道路現況調査」、農林道については、農林道の台帳の延長により平均幅員を乗じた数値。/ 目標：将来の転換要因をもとに推計

6 宅 地

	住宅地面積 (ha)	工業用地 (ha)	その他の宅地 (ha)	宅 地 計 (ha)
昭和60年	535	28	287	850
平成2年	624	34	303	961
平成7年	667	37	356	1,060
平成12年	688	40	394	1,122
平成16年	704	41	427	1,172
平成23年	745	44	443	1,232
平成28年	760	47	467	1,274

現況：「固定資産の価格等の概要調書」/ 目標：将来の転換要因をもとに推計

(1) 住宅地

	住宅地面積(ha)	世帯数 (世帯)	1世帯当 たり住宅地 面積(m ²)
昭和60年	535	11,504	465
平成2年	624	12,030	519
平成7年	667	13,302	501
平成12年	688	14,204	484
平成16年	704	14,982	470
平成23年	745	15,527	480
平成28年	760	16,285	467

現況：「固定資産の価格等の概要調書」の住宅地面積に市営住宅等の面積を加算/ 目標：将来の宅地需要と転換要因をもとに推計

(2) 工業用地

	工業用地 面積(ha)	従業者数 (人)	従業者1人 当たり工業 用地面積 (m ²)
昭和60年	28	4,801	58
平成2年	34	5,022	68
平成7年	37	4,738	78
平成12年	40	4,393	91
平成16年	41	4,235	97
平成23年	44	4,075	108
平成28年	47	3,915	120

現況：「工業統計調査」/ 目標：将来の転換要因をもとに推計

(3) その他の宅地

	その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たりのその他の宅地面積 (㎡)
昭和60年	287	46,105	62
平成2年	303	46,468	65
平成7年	356	47,529	75
平成12年	394	47,845	82
平成16年	427	47,775	89
平成23年	443	46,247	96
平成28年	467	45,361	103

現況：宅地面積から住宅用地と工業用地をひいたもの
 / 目標：過去の推移と将来の転換要因をもとに推計

7 その他

	その他面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たりのその他面積 (㎡)
昭和60年	845	46,105	183
平成2年	984	46,468	212
平成7年	1,131	47,529	238
平成12年	1,235	47,845	258
平成16年	1,369	47,775	287
平成23年	1,370	46,247	296
平成28年	1,356	45,361	299

現況：市域面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地を引いた面積 / 目標：将来の転換要因をもとに推計

8 市街地

	市街地人口 (人)	市街地面積 (ha)	人口密度 (人/㎢)	総人口 (人)	総人口に占める市街地人口の割合 (%)
昭和60年	11,869	270	4,395.9	46,105	25.7
平成2年	12,574	290	4,335.9	46,468	27.1
平成7年	12,949	300	4,316.3	47,529	27.2
平成12年	12,985	307	4,229.6	47,845	27.1
平成16年	13,451	307	4,381.3	47,775	28.2
平成23年	13,972	322	4,341.9	46,247	30.2
平成28年	14,344	330	4,341.5	45,361	31.6

現況：国勢調査報告書 / 目標：市街地人口の割合及び目標人口より推計

土地利用区分ごとの市土利用の推移

(単位：ha)

利用区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年 (基準)	平成23年 (中間)	平成28年 (目標)
農用地	4,068	3,903	3,594	3,380	3,195	3,113	3,071
農地	4,060	3,899	3,590	3,375	3,189	3,106	3,064
採草放牧地	8	4	4	5	6	7	7
森林	4,505	4,435	4,386	4,368	4,368	4,363	4,363
国有林	0	0	0	0	0	0	0
民有林	4,505	4,435	4,386	4,368	4,368	4,363	4,363
原野	23	19	20	20	20	21	21
水面・河川・水路	423	418	414	426	425	431	435
水面	14	14	14	14	14	14	14
河川	335	336	338	350	349	355	359
水路	74	68	62	62	62	62	62
道路	473	486	601	655	657	676	686
一般道路	446	452	562	616	624	643	655
農道	19	24	27	27	21	21	19
林道	8	10	12	12	12	12	12
宅地	850	961	1,060	1,122	1,172	1,232	1,274
住宅地	535	624	667	688	704	745	760
工業用地	28	34	37	40	41	44	47
その他の宅地	287	303	356	394	427	443	467
その他	845	984	1,131	1,235	1,369	1,370	1,356
合計	11,187	11,206	11,206	11,206	11,206	11,206	11,206
市街地 (国勢調査における人口集中地区)	270	290	300	307	307	322	330

土地利用計画面積のマトリクス

(単位：ha)

利用区分	基準年次	目標年次	農用地					水面・河川・水路	道路	宅地			その他	合計
	平成16年	平成28年	農地	採草放牧地	森林	原野	住宅地			工業用地	その他の宅地			
農用地	3,195	3,071	0	0	0	1	0	-25	-100	-44	-2	-54	0	-124
農地	3,189	3,064	0	0	0	0	0	-25	-100	-44	-2	-54	0	-125
採草放牧地	6	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
森林	4,368	4,363	0	0	0	-2	0	-3	0	0	0	0	0	-5
原野	20	21	-1	0	-1	2	0	0	0	0	0	0	0	1
水面・河川・水路	425	435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
道路	657	686	25	25	0	3	0	0	0	0	0	0	1	29
宅地	1,172	1,274	100	100	0	0	0	0	0	-4	-4	8	2	102
住宅地	704	760	44	44	0	0	0	0	0	4	0	4	8	56
工業用地	41	47	2	2	0	0	0	0	0	4	0	4	0	6
その他の宅地	427	467	54	54	0	0	0	0	0	-8	-4	-4	-6	40
その他	1,369	1,356	0	0	0	0	-10	-1	-2	-8	0	6		-13
合計	11,206	11,206	124	125	-1	5	-1	-10	-29	-102	-6	-40	13	

国土利用計画法（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第2章 国土利用計画

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第2項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 第2項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関

- し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
 - 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
 - 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 国土交通大臣は、第5項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
 - 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。
- (市町村計画)
- 第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。
- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。
 - 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
 - 4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

○国土利用計画策定経過

平成18年4月～	国土利用計画策定準備
7月10日	土地利用方向検討会議（関係係長）
9月27日	策定専門チーム会議（関係課課長補佐）
10月5日	策定専門委員会（関係課長）
10月11日	長野県知事あて協議提出
	北信地方事務所長あて協議提出
	中野建設事務所長あて協議提出
10月12日	庁内策定委員会
10月23日	北信地方事務所長からの意見收受
10月26日	パブリックコメント ～11月17日まで
11月1日	長野県知事からの意見收受
	中野建設事務所長からの同意書收受
11月2日	北信地方事務所長あて回答書送付
11月6日	長野県知事あて回答書送付
11月7日	総合計画審議会（諮問）
11月20日	総合計画審議会（質疑、裁決）
11月21日	総合計画審議会から答申
12月19日	市議会で議決

○中野市総合計画審議会委員名簿

順不同

任期：平成17年8月10日から2年間

選出区分	氏名	役職名	備考
1号委員 中野市教育委員会の委員	清水 正	中野市教育委員会教育委員長	
2号委員 中野市農業委員会の委員	武田 俊道	中野市農業委員会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	松島 輝男	中野市区長会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	稲澤 松子	男女共同参画推進懇話会委員長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	清野 久子	ふるさと虹の会会員	
3号委員 市内公共的団体等の代表	水野 千弘	中野市豊田地域審議会会長	副会長
3号委員 市内公共的団体等の代表	大内 ふじ子	中野市豊田地域審議会委員	
3号委員 市内公共的団体等の代表	土屋 金治	中野市PTA連合会・日野小学校PTA会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	須崎 太郎	中野市公民館分館協議会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	清水 康雄	中野市社会福祉協議会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	山口 元江	中野市老人クラブ連合会副会長(女性部長)	
3号委員 市内公共的団体等の代表	宮崎 三雄	中野市民生児童委員協議会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	小林 貴三子	中野市保健補導員会会長	副会長
3号委員 市内公共的団体等の代表	滝沢 忠	中野市ボランティア連絡協議会会長	会長
3号委員 市内公共的団体等の代表	藤沢 初治郎	中野市衛生自治会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	今井 多恵子	中野市消費者の会会長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	小林 宣雄	中野市農業協同組合代表理事組合長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	小野 すみ江	中野市農業協同組合女性部部長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	荻 和義夫	中野商工会議所会頭	
3号委員 市内公共的団体等の代表	武田 健児	中野青年会議所直前理事長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	中野 行男	信州なかの観光協会事務局長	
3号委員 市内公共的団体等の代表	町田 美佐子	中野市農村女性活動推進委員会委員	
3号委員 市内公共的団体等の代表	高橋 剛太郎	豊田特産振興会顧問	
3号委員 市内公共的団体等の代表	増田 善行	中野市消防団団長	
4号委員 識見を有する者	古坂 和俊	北信地方事務所所長	

あ

一般道路

道路法第2条第1項に定める道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道）。

オープンスペース

公園、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等をいいます。

か

開発行為

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる、土地の区画形質を変更する行為をいいます。なお、建築物の新築、改築等は、ここには含まれません。

環境影響評価

事業実施に際して、環境への影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいいます。

幹線道路

道路網のうちで主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路をいいます。

基準年次

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としています。

居住環境

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性など、居住地の良好さを規定する環境をいいます。

原野

一般には、人の手がかえられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地です。国土利用計画においては、「農林業センサス」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいいます。

公園緑地

公園、広場等都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進等、健康で文化的な都市生活を確保するための土地をいいます。

工業団地

工業用地として計画的に造成され、工業生産活動に必要な施設が十分備わった形で工業企業者に分譲又は賃貸することを目的に開発された一団の土地をいいます。

工業用地

工業生産を行うための土地です。国土利用計画においては、住宅地と重複等しない工業の業に供している事業所敷地面積をいいます。

さ

災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、地震などの異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出などの事故を原因として生ずる被害のことをいいます。このうち暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」といいます。

採草放牧地

農地法第2条第1項に定める採草放牧地をいい、農地以外の土地で、主として耕作、又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものです。

市街地

国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいいます。

自然浄化能力

自然の物理的、生物的な作用により水質が浄化されることをいいます。物理的な作用としては、希釈、沈殿等があります。また、生物的な作用としては、植物プランクトンによる有機物の分解や微生物による有機物の無機化、栄養塩類（窒素、リン）の硝化等があります。

自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林

業的土地利用（主として農業生産活動の用に土地を利用することをいい、農用地、林業に係る森林、農林道が該当します）に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、河川などを加えたものをいいます。

市土

土地、水、自然などの市土資源及びこれに人間が働きかけて形成した蓄積の総体をいいます。

住宅地

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地籍のうち住宅用地及び非課税地籍のうち県営住宅用地、市営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいいます。

人口集中地区（DID）

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として、人口密度の高い調査区（人口密度が1 km²当たり4,000人以上）が隣接し連担して区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいいます。

親水

河川、湖沼などの水域のもつ空間、水流などの環境に地域住民が親しむことをいいます。

森林

集団となって生育している木竹及びその土地（林地）を指しますが、国土利用計画においては、森林法にいう国有林と民有林の合計です。

水系

地表を流れる水の系統です。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいいます。

水源かん養

森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させますが、このような貯水機能のことをいいます。

水面・河川・水路

一般的には、陸域において通年水面の見られる部分を指しますが、国土利用計画において、水面とは、湖沼（人造湖及び天然湖沼）

とため池の満水時の水域部分、河川とは、河川法による一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川の河川区域、水路とは、農業用排水路をいいます。

生活環境

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、日常生活をとりまく環境をいいます。

世帯

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいいます。

その他の宅地

国土利用計画においては、宅地のうち住宅及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいいます。事務所や店舗用地などがこれに含まれます。

た

宅地

一般には、住宅地の意味で用いられることもありますが、国土利用計画において宅地とは、土地登記簿上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいいます。住宅以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれます。

地域整備施策

地域の生活条件や生産条件、自然環境等を整備し、総合的な居住環境等の向上を図るために行われる施策を総称したものです。

治山施設

土砂崩壊や土砂流出、地滑り等を防止するために設置される堰堤等の施設をいいます。

治水施設

洪水等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設をいいます。

低未利用地

利用がなされていない土地又は立地条件から見て、その利用形態が社会的に必ずしも適切

でない（低位な）土地をいいます。具体的には、未利用の空地、耕作放棄地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場や資材置場などです。

道路

人、車両等の交通のために利用される道で、一般道路、農道、林道があります。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面から構成されます。

都市

人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいい、この計画では、おおむね、市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定しています。

都市化

人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことをいいます。人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多いです。

都市機能

都市のもつ種々の働きのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育などの諸活動によって担われます。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいいます。

土地の高度利用

土地の利用度を向上させることをいいます。低層住宅の中高層化など、同じ土地利用の中で利用度を向上させることのほか、新たな利用を付加することも含まれます。

土地の有効利用

これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供せられるよう利用転換することをいいます。又は同じ土地利用を続けながらその利用度を向上させたり、旧来の利用に新たな利用を付加することです。

な

農地

農業全般に用いられる土地を指します。国土利用における農地は、農地法第2条第1項に定める農地をいい、耕作の目的に供される土地で、「作物統計」における「田」及び「畑」とされている土地をいいます。

農道

農産物・農業資材の運搬、農業活動の効率化のため、設けられた道路を指します。国土利用計画における農道は、圃場内農道及び圃場外農道をいいます。

農用地

農業生産に利用される土地を指します。国土利用計画においては、農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地をいいます。

は

バリアフリー化

社会生活における様々な障壁・障害を無くしていくことです。加齢（高齢化）に伴う身体機能の低下や身体障害の有無にかかわらず、健常者と同じように日常生活を支障なくおくことができるよう道路や建物、各種設備等の構造、仕様、操作性などを改善、改良し、人にやさしい環境づくりを進めていくことをいいます。

文教施設

学校、図書館などの国民の教育、文化の向上に資する施設をいいます。

物流

商品が生産者から消費者又は需要家まで物理的に流通すること、あるいは流通する過程の諸活動（輸送、保管、流通加工等）を総合的にとらえたものです。

保安林

公益的機能を特に発揮させるべき森林として、森林法により指定された森林をいいます。

防災

災害を未然に防止することや災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいいます。

防災施設

雨量、水位等の観測予報施設、堤防、擁壁等国土保全のための施設、行政用無線施設等通信連絡用施設、排水施設、緊急避難所、水防倉庫等災害の防止に関する施設をいいます。

ま

街並みの景観

地形や自然環境、建築物、街路などの街並みの構成要素が総体として生み出す外観をいいます。

目標年次

計画の最終目標として設定した年次をいいます。

や

優良農用地

土地生産力が高くかつ大規模で集団化している労働生産性の向上に期待がもてる農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいいます。

ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザイン。障害の有無や性別、年齢、国籍等の違いを越えて、誰もが使いやすい施設や製品をつくっていかうという考え方。

ら

ライフライン

現代の生活を支える日常的に不可欠なシステムの総称であり、電気、ガス、上下水道、交通、通信などがあります。

リサイクル

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用することをいいます。

緑地

樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいいます。

林道

林産物の輸送ないし林業経営の改善のために森林の内外を通じて設けられた道路をいいます。国土利用計画においては、国有林道及び私有林道両者のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道をいいます。

歴史的風土

歴史上の意義を持った建造物、遺跡などが、周囲の自然的環境と一体となってその地域の伝統と文化を表している、または形成している土地の状況をいいます。

中野市国土利用計画

平成19年3月
発行 中野市
編集 中野市総務部企画情報課
〒383 - 8614
中野市三好町一丁目3番19号
TEL 0269 - 22 - 2111
FAX 0269 - 26 - 0349
ホームページアドレス <http://www.city.nakano.nagano.jp/>
